

平成 27 年 9 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 27 年 9 月 25 日 (金曜日)

平成27年9月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成27年9月25日（金曜日） 午前9時～午前10時20分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員（17人）

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 巳
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 支所産業グループ長 川田原 孝二
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 47 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

農地パトロール（利用状況調査）について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成27年9月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は17名です。9番、松山委員が欠席の届けがありました。
よって18名中17名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、12番の溝田委員と13番の野村委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第47号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申
請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議
案書をもとに説明します。

(議案第47号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 現地は〇〇〇〇〇の公民館から400m位山手の奥に入った所でした。〇〇さんと〇〇
さんは叔父と甥の関係で、この農地は〇〇さんのお父さんの代から柿の木が植えてあっ
て、柿を栽培していたそうです。名義上は〇〇さんになっていたのですが、今度の申請にな
ったようです。〇〇さんが相続関係の名義変更を少しずつやっているところで、〇〇さ
んが、ここも直せばということで、3条申請になったそうです。本人が柿の下も綺麗に
して、周りの土地も綺麗に耕作されておりました。3条申請は問題ないと思われま
す。よろしく審議の程をお願いします。

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第47号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第47号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第47号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第47号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議 長： ここで説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

19番： 19番、溝端です。

議 長： 19番、溝端委員。

19番： 9月18日に譲受人の〇〇〇さんと現地を調査いたしました。申請地は県道の〇〇〇自治会の入口より〇〇方面へ行った所の、ちょうど〇〇市がありますが、その所の道路左側より上の方へ150m位登った所でありまして、現在は竹林で周りに少々の雑木が段々の2枚になっておりました。竹はあまり密生はしておりません。ここに果樹を植えるということですので、少し手を加えれば植えられるということでした。この場所は譲受人が現在管理されている果樹園と隣接しておりまして、今回の申請地にも色々な果樹を植えるということでした。本人はこれからも熱帯果樹等を栽培したいと意欲満々でした。今回の申請につきましても何も問題はないと思われま。審議方、よろしくお願いいたします。

議 長： ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第47号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第47号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第48号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 8ページの議案第48号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第48号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第48号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第48号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

議 長： それでは、次の農地パトロールについて、事務局の説明をお願いします。

事務局： 農地パトロール（利用状況調査）について説明

議 長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成27年9月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員